

【救急法等指導員の皆様へ】

新型コロナウイルス感染症にかかる 講習指導での注意事項について

赤十字講習の指導につきまして、日頃よりご協力頂きありがとうございます。

講習会での指導に際し、下記事項につきましてご注意願います。

記

1 講習会の会場について

(1) 受講者が2メートル程度離れて受講できる会場であるか等、主催者とともに別紙1「救急法等講習実施チェックリスト」にて、各項目が遵守されているか確認しながら講習会を進めてください。

指導員が記入した「救急法等講習実施チェックリスト」は講習実施報告書とともに支部へ提出してください。

(2) 講習中は、会場の窓や入口のドアを開けて換気をお願いします。

常時開放が出来ない場合でも、最低1時間に2回程度の換気を行ってください。
[エアコン使用時など]

2 講習会の指導について

(1) 講習会当日は、別紙2「健康チェックリスト」により受講者が自ら健康状態を確認し、該当項目が一つでもある方は講習会へ参加できません。主催者に全員が受講可能か確認してください。なお、指導員の皆様におかれましても同様に「健康チェックリスト」に記入し支部へ提出してください。

(2) 講習前の検温、講習会前後の手洗い（又は手指消毒）とうがい、講習中のマスク着用につきまして、講習会主催者・受講者をお願いしておりますので、指導員の皆様におかれましても同様の対応をお願いいたします。

(3) 当面の間、受講者への人工呼吸の実技練習は行わず指導員による口頭説明のみとします。

また、口頭説明する際も受講者の真正面を避けて指導願います。

(4) その他、人と人が接触する実技は人工呼吸同様、指導員による口頭説明のみとします。

※人と人が接触とは、間隔が2メートル程度確保できない状態をいいます。

3 その他

(1) 県内において陽性患者が確認される等、再び流行の兆しが認められた際は、講習会の開催を中止する場合がありますのでご承知おき願います。

(2) 新型コロナウイルス感染症の今後の状況を踏まえて、上記内容を見直していきます。